

宗教改革四〇〇年と内村鑑三のルター受容

岩 野 祐 介

はじめに

二〇一七年はマルティン・ルターがいわゆる「九五箇条の提題」を発表してから五〇〇年目にあたり、日本においても「宗教改革五〇〇周年記念」として様々な記念行事が行われている。では、百年前、一九一七年の日本において、宗教改革四〇〇周年はどのように扱われたのであろうか。日本のプロテスタント・キリスト教徒にとって宗教改革四〇〇周年はいかなる意味をもっていたのであろうか。本稿ではこの問題について、内村鑑三のテキストを主たる直接的題材とし、検討してみたい。詳しくは後述するが、内村鑑三は一九一七年の十月、『聖書之研究』二〇七号を「ルター記念号」と題して刊行している。日本のプロテスタント・キリスト教におけるルター受容に関して、内村の思想を考察対象とすることは妥当であると思われる。

この、一九一七年（日本の元号を用いて表記すると大正六年）とはいかなる年であったのだろうか。世界史のなかで一九一七年という年を考えるのであれば、第一次世界大戦へのアメリカ合衆国の参戦と、ロシア革命の年というこ

とになるだろう。またその後現代まで尾を引くパレスチナ問題の一端とされるバルフォア宣言は一九一七年十一月の
できごとである。

一九一七年は、一八五九年にヘボン、ブラウンらが来日したことを日本におけるプロテスタント・キリスト教のは
じまりと考えるとすれば、日本プロテスタントの五十八年目ということになる。しかし、日本プロテスタント・キリ
スト教史に関する研究、たとえば、海老沢・大内による『日本キリスト教史^①』や、土肥昭夫の『日本プロテスタント・
キリスト教史^②』は、とくにこの宗教改革四〇〇年という年に着目してはいない。これらの歴史書において、宗教改革
四〇〇年を日本のプロテスタント教会がどう扱ったか、ということはテーマ化されてはいないのである。『植村正久と
其の時代^③』でも、ルター生誕四〇〇年の一八八三年については「マルチン・ルター四百年記念会」として章が立てら
れているのに対して、この一九一七年については特に記載がない。内村鑑三による文書を確認しても、一九一七年の
初めから宗教改革四〇〇年について繰り返し扱っていたわけではない。むしろ、戦争に関する記述の方が目立ってい
る。

とはいえ、一九一七年に特に日本のプロテスタント教会による行事が何もなかったのか、といえば、もちろんそう
いうことではない。たとえば日本基督教會同盟は、東京基督教青年會館を会場に、一九一七年十月三十一日の午後二
時から「天長節および宗教改革四百年記念会」を実施している。そしてまさにこの同じ日の午後七時、同じ場所で、
内村鑑三の宗教改革四百年記念講演会が開かれているのである。

鈴木範久の『内村鑑三日録』によれば、日本基督教會同盟による記念会は「江原素六の『天長節祝賀の辞』、君が代
の二唱」「井深樞之助『宗教改革の主義』、小崎弘道『宗教改革の精神』の演説のあと海老名弾正により宣言書に關す

る演説と宣言の朗読があつた。聴衆は約八百人⁽⁴⁾というものであつた。江原素六は教育家、政治家であり、メソヂスト教会員であつた。井深樞之助は日本基督教会、小崎と海老名は日本組合教会の指導者であるから、代表的な教派教会の面々が集まつた会合であつたと言つてよいであらう。一方同じ日の夕刻、同じ場所でおこなわれた内村による講演は、「内村の一生にとつても、とりわけ重要な講演⁽⁵⁾」であつたと鈴木範久は記している。鈴木は、「全ヨーロッパを向うにまわして一人立つたルターではないにせよ、内村には日本の全プロテスタントに対抗して一人立つ気概があつた⁽⁶⁾」と評価している。また多くの聴衆を前にした講演が成功裏に終わつたことは、「再臨運動に立ち上る契機⁽⁷⁾」でもあつたと鈴木は推測している。

では、宗教改革四〇〇年を通して、内村が訴えたかつたことは何であつたのか。本稿では、『聖書之研究』二〇七号に掲載された「ルターの為に弁ず⁽⁸⁾」、一九一七年十月三十一日の記念講演がもつた「宗教改革の精神」、および「ルターの遺せし害毒」を直接的な題材として、内村におけるルター理解、ルター受容と、そこで内村が訴えようとしたことについて検討していきたい。

なお内村鑑三のルター解釈に関する先行研究としては、高橋三郎・日永康の共著『ルターと内村鑑三⁽⁹⁾』に収録された高橋の「ルターと内村鑑三」を挙げる事ができる。この論文は、高橋の講演をもつたものであり、ルターと内村の共通点、相違点を挙げたうえで、高橋自身による「律法の呪い」をめぐる考察へと進むものとなつてゐる。また、資料的な面からも詳細に、内村におけるルター受容を扱つた論考としては『内村鑑三研究』第四九号に掲載された野々瀬浩司の「マルティン・ルターと内村鑑三⁽¹⁰⁾」がある。ただしこの野々瀬による論文は、内村の言論活動全体を通しての、ルター受容、ルター理解について記したものである。本論では、一九一七年の宗教改革記念四〇〇年記念

とその関連の文章における内村のルター理解に集中して扱うこととする。

「ルーテル記念号」

前述の通り、内村は一九一七年十月十日付の『聖書之研究』二〇七号を、「ルーテル記念号」とし、以下の文章を掲載している。

「ルーテルの為に弁ず」

「若しルーテルが日本に生れたならば？」

「古き福音」

「小児としての信者 ルーテルは如斯き信者」

「大胆なる信仰 ルーテルの信仰は是れ」

「宗教改革を迎へし国と之を斥けし国」

この「ルーテル記念号」には、内村が直接的にルターについて述べたこれらの文章のほか、「亜細亜の七教会」、「Ability to Love」、「愛して得るの能力」(Ability to Loveの訳文)、「全信の道」、「愛するの至福」、「復又贖罪に就て」が収録されている。「Ability to Love」以下の四篇はいずれも『聖書之研究』誌半ページ分の短文である。「亜細亜の七教会」はヨハネの黙示録の解説であり、二〇五号と二〇七号とに分けて掲載されたものの後半部分に該当する。ま

た、内村以外の著者による文書としては、畔上賢造による「パウロの歴史哲学(下)」「信仰の三期」、並びに村田勤による「ルーテルと彼の聖書翻訳」が収録されている。

その他には「四百年前の今月廿一日」と題された文章が掲載されている。この文章は内村が後の一九二一年に刊行した『ルーテル伝講演集』にも再録されているが、一九八〇年代に刊行された『内村鑑三全集』岩波書店版には収録されなかった。『内村鑑三全集』二三巻の亀井俊介による解題には、『藤井武全集』の註解に基づき、この文章を藤井武の筆になるものと推定し、『全集』に収録しなかつた旨が記されている。¹¹⁾

それでは、順を追ってそれぞれの文章に記される内容の概略を記しておきたい。内村は宗教改革とそこにおけるルターのはたらきのいかなる部分にいかなる意味を見出していて、どのようにそれを説明しようとしているのか。

「ルーテルの為に弁ず¹²⁾」は宗教改革とルターの根本的な信仰理解について記したものである。この内容については後ほど詳しくとりあげることとするが、なぜ「宗教改革におけるルーテル」「ルーテルの信仰と宗教改革」といったタイトルではなく、「ルーテルの為に弁ず」というタイトルになっているのかといえば、それはルターの活躍したドイツが第一次世界大戦における敵国だからである。この時期に内村が記した文書の多くが、戦争についてのものである。

「若しルーテルが日本に生れたならば¹³⁾」は題名の通り、ルターが十九世紀後半の日本に生れていたらどうなっていたか、との仮定に応答を試みたものである。内村によれば、今(一九一七年当時)の日本には良心の問題について真剣に考えようとする人間などいないので、仮にルターが一九一七年の日本に存在したとしても「静かなる楽しき一生を送つたであらう」とのことである。

「古き福音」は直接的に宗教改革（一五二七年十月三十一日、九五箇条の提題の発表と、その後の一連のできごと）について述べたものではないが、パウロ、ルター、親鸞らの救済観を記す短文であるので、宗教改革関連の文章といつてよいであろう。『聖書之研究』誌半ページ分である。

「小児としての信者 ルーテルは如斯基信者」も短文であり、『聖書之研究』誌一ページ分を占めている。ルターの信仰を子どものような信仰とし、信仰とはそのようにあるべきだと述べる。ルター以外では、パウロ、クロムウェル、ムーディー、シーリーが「子どものような信者」の例として挙げられている。

「大胆なる信仰 ルーテルの信仰は是れ」も短文である。やはり一ページ分である。キリストを介して神と相對すること、ただひたすらに神を懼れる小心者の信仰ではなく、大胆な信仰を抱くことができることと述べている。

「宗教改革を迎へし国と之を斥けし国」は『聖書之研究』誌三ページの文章である。第一次世界大戦の遠因を宗教改革後の「改革戦争」に見出す一方で、宗教改革後、新教を受け容れた国はその後様々な面で発達しているが、カトリック国は政治面、文化面も含め停滞している、と主張している。いささか類型的な見立てではあるが、宗教改革を経て再確認された「キリストの福音」「元始の福音」を日本が受け入れるかどうか、が肝心であり、そこに日本の「永遠の命運」がかかっている、と内村はいうのである。

「ルーテルの為に弁ず」

続いては、「ルーテル記念号」に掲載された「ルーテルの為に弁ず」について細かく検討していきたい。

この文章は「今や全世界は独逸^{ドイツ}国に対して総攻撃を加へつゝある¹⁸」ということばから始まつており、当時そのただなかにあつた第一次世界大戦を意識していることが明らかである。とはいへ、日本のプロテスタント教派教会は、基本的にアメリカのミッションによる宣教がもととなつて設立されたものが多くのであり、直接的にドイツの教会の影響下にあつたものではないように思われる。「敵国の宗教」としてのプロテスタント、「敵国の人物」としてのルターについて弁証せねばならない事情が具体的にあつたと推測するよりも、單純に時事問題を導入に用いる手法であると考えた方が妥当なのではないだろうか。ドイツが偉大であるとすればそれはヒスマルク時代の發展によるのではなく、「而して汝は靈界の王たれとは天が独逸に命じたる所である¹⁹」とあるように思想的、靈的な面での寄与による、というのが内村の本意であり、第一次世界大戦中にめぐつてきた宗教改革四〇〇年を大々的に取り上げる理由である。

また内村は、プロテスタント的な信仰の土台としての個人の信仰という面に焦点をあてようとしている。それは、「哲学の事は茲に言はずとして宗教の事に於て余輩は素々^{もとより}独逸信者である、殊にルーテ^ルテ^ル信者である、ルーテ^ルテ^ル教会の信者ではない、ルーテ^ルテ^ル信者である、ルーテ^ルテ^ルを以て伝はりし信仰を懐く者である²⁰」という表現からも明らかである。ルーテ^ルテ^ル教会の信者ではなくルーテ^ルテ^ル信者である、とはつきり述べているのである。宗教改革がプロテスタントという教派、分派を生んだ現象である、とするならば、内村にとつてそれはさほど重要なことではないのである。

もちろん、ルターの信仰が伝わるためには、教派教会による宣教が不可欠であつたであろうから、「ルーテ^ルテ^ル教会の信者」であることと分離したがる内村の態度には歴史的理解という点で問題があることは否定できない。しかし内村は、特定の教義や信仰理解を保持し伝えるものとしての教派が、人間の信仰理解、内面性を縛り、支配するものとなることには違和感を抱いているのである。このことに関しては、後述する「ルーテ^ルテ^ルの遺した害毒」で確認する。

ルターの最大の功績として内村がここで挙げるのは、「人の救はるゝは行為に由らず信仰にのみ由る」と大胆に断言したこと、である。興味深いことに、内村は、ルターが宗教改革者であるから偉大である、と言っているのではない。ここでの内村の説明によれば、ルターは改革を求めてはいなかったのである。

……彼の改革事業なる者は彼に取りては止むを得ざるより出たのである、……

……ルーターは改革を折んだのではない、彼は神に執へられて改革の渦中に投ぜられたのである、……

……ルーターは改革を要求しなかつた、然れども教会と欧洲とは之を要求したのである、而して改革はルーターよりして始まつたのでなくして、ルーターに触れて改革は始まつたのである、……

内村によれば、ルターは「信仰によつてのみ救われる」という真理を伝えようとしただけなのである。内村がこの文章の題名を「ルーターの為に」としたことには、ルターは「破壊者」である、という誤解を解く意図が込められていることになる。内村によればルターは、信仰のみにて救われるという真理、福音を発見し、その結果自由と平和と歡喜に至つた。ルターにとつてはそれで十分であつたというのである。しかし、ここで内村が「赦罪券」と記すところの贖宥状が「戦闘開始の機会」となる。というのも、「赦罪券」を買うことで人が救済に近づくとということがあり得るのであれば、それは「信仰のみによつて救われる」という福音を否定することになるからである。

さらに内村はこの文章を、宗教改革はルターのはたらきというよりは彼の内なるキリストのはたらきであつた、という表現で終えている。人間としてのルターはキリストにおいて死んでおり、彼の内にあるキリストが、彼を動かす

ていたというのである。全体として、キリストに動かされ、信仰のためやむなく宗教改革へと至る、というルター像が描かれていることになる。

特徴的なのは、この文章において内村が、農民戦争におけるルターの状態や、教皇・教皇庁をはじめとするカトリック教会、あるいはツヴィングリなどルターとは立場の異なる宗教改革者に対するルターの攻撃的といつてよい態度について、全く触れていないことである。とはいえ、内村はルターに攻撃的な一面があることを知らないわけではない。後述する「ルーテルの遺した害毒」ではルターの攻撃的で不寛容な部分について批判しているからである。「ルーテル記念号」の特集冒頭に掲載する文章として、内村は宗教改革におけるルターのポジティブな側面を取り上げたのだと思われる。内村の聖書講義集会の出席者や、『聖書之研究』誌の読者は継続的に内村による聖書・キリスト教に関する講義を聞き、文章を読んでいることが想定されるであろうが、この文章は入門的・一般的なルターの紹介という要素をも含んでいるのである。

それでは、より一般的な聴衆を想定してなされたと思われる十月三十一日の講演草稿、「宗教改革の精神」において内村はルターのような面を強調したであろうか。続いてはこの文章について検討を加えてみたい。

「宗教改革の精神」

「宗教改革の精神」において内村は、まず導入として宗教改革が近代のはじまり、「近世哲学と近世思想、近世科学と近世文学、代議政体と新国家其他近代人が享有する凡^{「すべし」}の制度文物^{「文」}」のはじまりであることを述べる。そして「中古

時代は過去すぎさつて新時代が始はじまり、「全歐洲は其すべての方面に於て新生を遂げた」大變革が、宗教の改革からはじまっていることの意味を強調している。近代のはじまりとしての宗教改革、という位置づけは、近代化期の日本において、キリスト教の存在意義を弁証するためしばしば用いられた論法であるといつてよいであろう。同時に内村は、制度や文物の變革のためには内的・靈的な變革が必要であり、それこそがルターの宗教改革によりもたらされたものであると説明している。そしてルターの改革が影響力をもつたのは、「信仰によつてのみ救われる」という眞理を発見したことによると続けている。この講演において内村は、「ルーテルの爲に弁まげず」においてなした説明よりも詳しく、「信仰によつてのみ救われる」信仰義認が變革的な精神を与える仕組みについて論じている。それは次のようなものである。

それまでのヨーロッパにおいては「キリストは恐るべき裁判人、福音は嚴密なる律法」であり、「歐洲人は余りに神を畏るゝの結果、律法の縛る所となり教会の囚とらふる所」となつていた。そこから人々の靈魂を解放したのが、信仰によつてのみ義とされる、という救済理解である。それにより「古き聖書はルーテルを導きて律法の奴隸この、軛くわ（加拉太書五章一節）より脱せしむると同時に教会の压制と中古時代の暗黒とより脱せしめた」のであり、信仰によつてのみ義とされるという「此眞理が一度びパウロを以て世界を救ひしやうに再びルーテルを以て歐洲を救つた」と内村は述べるのである。聖書講義集會と比較してより一般的な聴衆を想定し、この点について強調すべきであるという考えに基づくものではないだろうか。

以上の文章より、ルターの宗教改革を通して一般的な読者・聴衆に対し内村が伝えようとしていることは、以下のようになる。

ルターの最大の功績はいわゆる信仰義認論、すなわち「信仰によってのみ救われる」という救済理解をはっきり述べたことだ、ということ。

信仰義認論が、人間に自由と希望を与える力となり得る、ということ。それによってルターはカトリック教会という巨大な宗教的権威とその権力に対して、恐れず立ち向かうことができた。また、物質的・外的な近代化に力を注いでいたように思われる当時の日本の状況において、内村は霊的・内的な力について訴え、それなくして物質的・外的な変革もあり得ないことを主張していたということになる。

一方で内村が扱っていないことは、宗教改革がプロテスタント教会、あるいは教派性のはじまりになるということであり、またルター個人およびルターの運動における政治的な側面である。これらの問題については、「ルターの遺せし害毒」を通して検討してみたい。

「ルーター遺せし害毒」

この「ルーターの遺せし害毒」は非常に興味深い文章である。内村のレトリックであるとはいえ、ルターは「不幸にして改革に成功した」^(註)との表現からはじまるのである。どういう意味で「不幸」であったのか、ということについては、読み進めるなかで明らかとなる。先に確認した二編とは異なり、一般的、入門的な読者ではなく、『聖書之研究』の読者を想定したものであり、宗教改革についてもより深く切り込んだ内容となっているといえるであろう。もちろん内村は、ルターの功績を十分に評価している。ただしネガティブな面について把握することも、「彼の功績をして完全^{まっぴら}

からしむる為に必要」だといふのである。

それでは、内村が述べるルターの「害毒」とは何であらうか。内村は次のように述べる。

ルーテルは羅馬天主教会なる大勢力を斃さんと欲して二個の勢力に頼つた、其第一は政權であつた、其第二は聖書であつた、而して政權 聖書二つながら彼と彼の後従者とを禍ひしたのである。

宗教改革について語つても、プロテスタント教会、教派教会の誕生については触れず、個人としてのルターの信仰に焦点をあてる内村であるから、「政權」と結び付いたことについて否定的であることは想像に難くない。しかし、「聖書」に頼つたことが、なぜ「禍ひ」であるのか。内村の論を追つてみることにしよう。

まず「政權」の問題である。内村は、ザクセン侯フリードリヒの庇護のもとルターの宗教改革が進展したことから、「ルーテルの事業は彼れと侯との共同事業と称するも可なり」といい、また他にもヘッセン方伯フィリップなど多くのドイツ貴族がルターを支持したことを指摘する。「ルーテルは半ば独逸貴族の愛国心に訴へて彼の改革事業に成功した」のである。しかしそれにより、「教權の大部分は羅馬教会より、独逸政府に移り、「法王の神聖が否認せられて国王の神聖が是認」されることになつたと内村は解釈する。その結果、ルター主義教会は、「独逸、瑞典、那威、丁抹等の国教となり、其教義は政府に由て制定せられ、其牧師は政府の任命する所となり、其現世的なるに於て旧の羅馬天主教と何の異なる所なきに至つた」。政治権力と結びつき、国教会となつたルター派教会は、カント、キルケゴールを押さえつける抑圧的なものになつてしまつた。「此世の王公貴族をして宗教事業に携はらしめてルーテルは

四百年後の今日まで拭ひ難き大なる害毒を遺した」と内村は述べる。

そしてもう一つの「害毒」が、聖書に頼ったこと、ということになる。これはいったいどういう意図で言われているのであろうか。ルターが聖書に頼ったこと自体については、内村も「正当」であったと記している。しかし問題なのは、「ルーテルが聖書の使用法を誤」ったこと⁴¹で、それが「後世に大なる害毒を遺せし事も亦見逃すべからざる事実である」と内村は指摘している。ここで内村が強調するのは、聖書とはいえ人の手を経て記されたものだ、ということである。

……聖書は神が人を義とし給ふ唯一の途を伝ふる書として永久的に貴くある、聖書を措いて他に此途を伝ふる者はない、然し乍ら聖書も亦人に由て書かれし書である、故に人に在るすべての不完全は亦之を聖書に於て見るのである。言語其物が不完全なる者である、其上に謄写の不完全がある、伝達の不完全がある、縦し又本文は完全なりとするも其解釈に不完全は免がれないのである、故に聖書は神の言なりと称して如何なる意味又は程度に於て神の言なる乎は、是れ誤り易き人間の何人も判定することの出来ない事である、……

この、聖書に対するある種冷静な距離感⁴²は、内村のキリスト教理解において特徴的である。一九〇〇年に『聖書之研究』誌を創刊し、独立伝道者としての活動を本格化させて以降、この態度は基本的に変わらないものである。たとえば一九〇〇年、一般的な読者に向けて書かれたと思われる「宗教座談」では、次のように述べている。

聖書とは即ち斯う云ふ書であります、神の事を人が伝へた書であります、人が伝へたのでありますから其中に多少の欠点が無いとは申されません、然し神の事を伝へたのですから非常に貴い書で御座います。

また一九〇二年の「聖書は如何なる意味に於て神の言辭なる耶」では、このように記している。

……聖書は神が直に造り給ふた星でもなければ亦、岩でもありません、聖書は矢張り人の手を以て書かれた書であります、故に人に誤謬のある限りは聖書にも一つの瑕瑾がないとは云はれません、然し若し人ありて神は奇績を以て誤り易き人を以て誤りなき神の言辭其儘に伝へしめ給ふたと云ひまするならば、是れ困難に加ふるに更に困難を以てするの説であると云はなければなりません、其故如何となれば其場合に於ては神は奇績を以て始めて聖書を書かしめ給ひしのみならず、四千年以来總て之を謄写し来りし者を悉く奇績を以て總ての誤謬より免がれしめ給ひたりと我々は信ぜざるを得ないからであります、私は奇績の實在を疑ふ者ではありません、然し論者の云ふが如き奇績の連続は神の威権のためにも、將た亦私共の常識に照して見ましても到底私共の信ずることの出来ないことであります。

「聖書は如何なる」は「講演」として『聖書之研究』に掲載された文章である。聖書講義集会においてなされた講演をもとに文章化したものであると思われる。したがって、読者、聴衆としては、ある程度専門的な話に対しても興味をもつことができるような人々を想定しているのではないだろうか。また無教会主義的なキリスト教理解を前提とし

て話すことができると思われるため、キリスト教理解についても踏み込んだ、特徴的なものとなっている。ここで内村は、聖書の文言を一字一句神聖化し絶対化するような理解については、否定的な態度を示している。このようなスタンスが内村の聖書に対する基本的なスタンスなのである。よって、ルター批判のため敢えて「ルーテルの遺しし害毒」において聖書の絶対性を否定した、ということではないことになる。

このように考える内村にとって、ルターが聖書を「無誤謬的」なものとして扱ったことは、重大な問題であった。

……然るにルーテルは無誤謬的教会を斃さんと欲して無誤謬的聖書を以て之に当つたのである、而して聖書は教会よりも遥かに大なる信仰的権威であるが故に、ルーテルの攻撃は其功を奏して羅馬教会は之に由りて致命傷に等しき重傷を負ふたのである、然し乍ら聖書果して無誤謬なる乎、是れ未だ解決されざる問題である、……⁽⁴⁶⁾

ここで内村は聖書の「無誤謬性」から、ルターによる聖書解釈の問題点へと話を進めていく。内村曰く、問題はルター自身が、聖書に関する価値判断をしている、軽重をつけている、ということである。

……ルーテル彼自身が聖書に誤謬のあることを認めたのである、彼が雅各書を称して「禾稿の書簡」なりと云ひしは其一例である、彼の見る所に依れば信仰の功德を讚へし羅馬書と加拉太書とは「金の書簡」、之に次いで銀の書簡、宝石の書簡あり、而して行為の功德を唱へし雅各書は之を価値なき「禾稿の書簡」と称して可なりとの事であつた（コリント前三章十二節）、其他ヨナ書に就て、ヨブ記に就てルーテルは毀貶的批評を下して憚らなかつた、……⁽⁴⁷⁾

ルター本人が、聖書に収録された文書のうち、あるものに対しては相対的に低い評価をしている。そのルターが、聖書を用いてカトリック教会と戦ったことを、内村は「教会の羈絆を免がれんがために彼は聖書に拠つた」とし、「戦術としては確に巧なる者であつた」と一定の理解を示したうえで、問題点の指摘へと移っていく。

……比較的真理は絶対的真理の代用を為さないのである、「拝すべき者は一なり唯神のみ」である、其如く「絶対的真理は一なり唯神のみ」である、聖書貴しと雖も神ではない、聖書を絶対的真理と見て茲に偶像崇拜の一種なる聖書崇拜 (Bibliolatry) が起らざるを得ないのである。

ここで内村が、聖書を「比較的真理」、相対的な真理と述べていることは非常に興味深いことである。「聖書崇拜」に關する内村の指摘は的確で鋭い。内村は「而してルーテルに由て此偶像崇拜が始まつたのである、即ち聖書崇拜が始まつたのである」といい、「すべての偶像崇拜が多くの恐るべき害毒を持来すが如くに聖書崇拜も亦多くの恐るべき害毒を流した」と続ける。ではその害毒とは何であろうか。

……先づ第一にプロテスタント教会が四分五裂したのである、第一にカルビン派とルーテル派とが起つたのである、又ルーテル派の中よりフィリップ派 (メランクトン派) が出て内輪喧嘩を始めたのである、而して分離は分離に次ぎ、宗派は宗派より出て、底止する所を知らないのである、而して各宗派孰れも其根柢を聖書に置いたのである、……

宗教改革によりプロテスタント教派教会が生まれ、次々と分裂を重ねていく。そのなかで、それぞれが、ルターがカトリック教会に対してしたように、聖書を根拠に自らの正当性を主張する。自らの正当性を主張するのに聖書を用いるだけであればまだよいのかもしれないが、相手を、あるいは他教派を批判するためにも聖書が用いられるのである。内村は以下のように述べる。

……ソシナス（引用者註 三位一体論を否定するソツツイーニ派を指す）がキリスト非神性を唱ふるに方ても聖書に拠て唱へたのである、実に聖書の言に拠て如何なる神学説をも唱ふる事が出来るのである、誤謬なき聖書あり而して信者は何人も各自の判断に従ひ之を解釈するの権利を有すと云ひて何人も教派を立つるを得べく、又何人も法王たり監督たり得るのである、茲に於てかプロテスタント教内に激烈なる宗派戦が始つたのである、而して其戦争は四百年後の今日猶ほ止まないものである、今や新教内に六百有余の教派ありて各自聖書に拠りて自己を讃へ他を貶げつゝあるのである、……

……而して注意すべきは是等多数の新教々派が何れも「我れこそは聖書の正当の解釈に由るキリストの眞の教会なり」と唱ふる事である、其点に於て彼等各自がルーテルに倣ひ聖書に拠て立つのである、……聖書に拠ると云ふ一事に於ては新教六百有余派は其主張を一にするのである、是れ実に奇異なる現象である。

「聖書の言に拠て如何なる神学説をも唱ふる事が出来る」とは刺激的な表現であるが、続く「信者は何人も各自の判断に従ひ之を解釈するの権利を有す」という内容を示すものであるだろう。そしてこの解釈の権利に関する自由を

他人、他教派にも認めるかどうか、が大きな問題となる。「ルーテルとカルビンとは自由を標榜して起つた、然れども彼等は自分に求めし自由を他に施し得なかつた、彼等は聖書を以て自分の自由を獲て同じ聖書を以て他人を縛つた」と内村は批判する。カルヴァンはセルヴェトスの焚刑を是認した。ルターは「アナバプテスト」のある者が反乱を起こした際は「貴族の味方となりて残忍を極めたる鎮圧法を是認」し、メランヒトンは幼児洗礼に関して見解の異なる「クラウツ、モルレル、パイスケルなる三人の平信徒」を異端と認め、彼らはその結果処刑されることになつたと内村は記している。

このような、信仰理解の違いから相互を否定しあうような例が宗教改革四百年を経過した二十世紀においてもなくなつていないことを内村は嘆いている。

而して此憎むべき精神は今猶絶えないのである、今日の新教徒はカルビン、ルーテルの遺伝を受けて今猶相互を排擠して止まないのである、彼等は曠昔のユダヤ人の如くに聖書に拠りて相互を殺して神に事ふると意ふのである(ヨハネ伝十六章二二)、世に冷たき所としてプロテスタント教会の如きはないのである、此所に信仰は有つても愛はない、聖書は読まれても兄弟は愛されない、ルーテルの徒はカルビンの徒を斥け、ウェスレーの徒はノックスの徒を嘲り、外面に共同一致を唱へて内部に嫉妬の刃を懐く、……

この部分に続けて内村が、これらの教派教会が抱く他教派に対する否定的な感情は「外国宣教師、殊に英米宣教師」によりもたらされたものだ、と記していることは印象的である。ある意味では内村自身もまた、「外国宣教師」という

ひとくくりで、彼らを否定的に捉えていることになる。内村の立場からすれば、自分の正当性を主張するために彼らを批判しているのではなく、そのやり方に問題があるからだ、ということになるであろうが、ここで宣教師に言及せずとも論旨は通るように思われる。

……而して此憎むべき精神は外国宣教師、殊に英米宣教師に由つて我等日本人の間に伝へられたのである、カルビンがセルベートを焼き、ルーテル教徒がカルビン教徒を逐攘おぼはひし精神は是等宣教師に由て日本の基督信者に伝へられ、日本に於ても亦新教徒は彼等の欧米の教師に倣まねひ、相互の鼻先に聖書を突附つけながら彼の異端を責めて我が正教を誇りつゝあるのである、……極東の日本に於ても新教宣教師の感化を受けて幾多の小法王が其小なる基督教界に起りつゝあるのである。^(註)

しかし、このような問題が起こるのは、聖書に「誤謬」があるからなのであろうか？ 内村は「然れども是れ勿論聖書の罪ではない、聖書濫用の罪である、而して聖書は明かに其濫用を警めて居ゐる」と述べる。パウロを引用し、内村は次のように主張している。

文字の旧きに由らず靈の新しきに由りて事ことふ（ロマ書七章六）

文字に事ふるに非ず靈に事ふる也、そは文字は殺し靈は生いせば也（コリント後三章六）

文字に由りて聖書の文字たりと雖も人を殺すのである、ルーテルとカルビンとメランクトンと、其他彼等に後従

せし新教の神学者等は聖書の文字に事へて相互を殺したのである、活かすための聖書は權威を其文字に置かれて殺すための道具と化したのである。⁽⁸²⁾

そうであるならば、この聖書を根拠に自己を正当化し、立場の異なる他者を否定するという問題は、いかに解決されるのであろうか。内村は、カルヴァンやルターではなく、キリストに倣わなければならない、と述べる。

……我等はルーテル、カルビンに止まるべき乎、是れ又然らずである、我等は彼等よりも遙はるかに創始はじめに歸りてパウロ、ヨハネに到るべきである、然り直に主イエスキリストに到るべきである、我等はルーテルに倣ふては足りない、キリストに倣ふべきである……⁽⁸³⁾

そして「政権」と「聖書」の二つの点から、内村は以下のようにルターの宗教改革とイエスの運動とを比較している。まず政権、政治的な権力との関係についてである。

……キリストはルーテルの如くに政権に由りて改革を行ひ給はなかつた、キリストは政権の棄つる所となりて十字架に釘けられて人類を救ひ給ふた、……⁽⁸⁴⁾

十字架刑に処される、というこの世の立場からすれば失敗と思われる結末から、復活を通し救い主としてすべての

人間の罪を贖うのがキリストである。その点で、内村は、ルターの宗教改革が成功したことを「不幸」といつていたのである。そしてもう一点、聖書についてである。

……キリストは亦聖書を重じ給ひしと雖も其文字に囚はれ給はなかつた、彼は能く律法と預言者との精神を解し給ふて自由に聖書を解釈し給ふた、キリストは教敵に対して親切であり給ふた、反逆者ユダをさへ救はんとして最後まで努力し給ふた、彼は喜んで異教徒を迎へ給ふた、曾て一回も信仰箇条の故を以て人を責め給はなかつた。

キリストは聖書を自由に解釈しながら、信仰理解の異なる「教敵」に対しても親切であつた、と内村は述べる。とはいへ福音書に記されたイエスは、フアリサイ派や律法学者たちに対して、辛辣なことばを投げかけることもあるように思われる。しかし内村のいうように、「信仰箇条」を制定し、そこから外れるかどうかで他人を裁くようなことはしていないといつてよいだろう。そして敵にも親切であり、異教徒を喜んで迎えるようなイエスのあり方を、内村は信仰によつてのみ救われるという信仰と結び付ける。

人の義とせらるゝは律法の行為に由ず信仰に由る、其事は事実であり、又真理である、然し乍ら其信仰たる愛に由りて働く所の信仰たるを要するのである（加拉太書五章六節）、……

「愛に由りて働く」ことが行為であるとすれば、これは行為義認の立場である、ということになるかもしれない。内

村はここで、信仰義認における信仰とは何なのか、ということに踏み込んでいると言えるだろう。それは、単独の人間と、神との間の閉ざされた関係における信仰ということになるのであるのか。内村は、神の性質から、この問題を解き明かそうとしている。

……第十六世紀の改革者等は信仰より愛を引抜いて大に誤りたるのである、信仰丈けでは神は解らない、〔随分〕愛を抜去りたる信仰は人を神の前に義とするに足りない、カルビンの徒とルーテルの徒とは聖書の文字に由りて神を知らんと欲して大に誤りたるのである、而して其誤謬を正す者が又聖書其物である、〔ヨハネ〕約翰第一書四章七、八節に曰く

愛する者よ我ら互に相愛すべし、そは愛は神より出れば也、〔ヨハネ〕凡そ愛する者は神に由りて生まれ、且神を知るなり、愛なき者は神を知らず、神は即ち愛なれば也

と、……聖書を研究した丈けでは神は解らない、其教示に従ひ人を愛して始めて神が解るのである、……〔註〕
 宗教改革者たちが典拠とし、あるいは絶対化する聖書に、神は愛であると記されている。愛なき者は神を知らず、と記されているのである。その神への信仰が、人を実際に愛することと切り離されてはならないのではないかと、内村は訴える。

そして内村は宗教改革四〇〇周年の年になされたこの講演を、「第二の宗教改革」を提示して終わっている。それは、「信仰を経過して然る後に愛に到達せる改革」であるという。

茲に於てか我等は第二の宗教改革を要するのである、ルーテルの行ひし以上の改革を要するのである、信仰の上に愛を加ふる改革を要するのである、加拉太書ならで約翰書に由る改革を要するのである。勿論信仰抜き改革ではない、信仰を経過して然る後に愛に到達せる改革である、ルーテルの改革を改革する改革である、我等はルーテル以上の改革者たるべきである、而して神は斯かる改革を我等日本の基督信者の中より要求し給ふのではあるまい乎。

ここで内村が「日本の基督信者」に言及する意味は何であろうか。一九一七年、第一次世界大戦中であるということが挙げられるであろう。また、宗教改革に端を発する教派教会が、欧米の宣教師により日本へと伝えられたことに對する内村の反発心があるであろう。「政權」との関わりでは、愛国心に訴えたルターのやり方を批判した内村が、ここで日本の読者、聴衆の愛国心をくすぐろうとしているのであるとすれば、内村のナショナリズムに對する距離感が実に複雑なものであることが現れているといふことができる。

こうして内村は、ルターとその宗教改革とを受けとめ、さらにその問題点を乗り越えるための指針を示し、それを神が日本の無教会主義キリスト者に要求する課題であると述べたのである。

おわりに

内村鑑三が、宗教改革四〇〇年を通して訴えようとしていたことは何であつたか。

ここまででも見てきたように、内村はルターの功績を「信仰によってのみ救われる」という信仰義認を明らかに示したこと、としている。これは、功績に関わらず信仰のみにより人間を救うということであるから、平等であり、平民的な発想である。よって、外的な権威に囚われない自由な精神性を人間に与える。カトリック教会は救済を与えることと引き換えに人間を支配することができたが、信仰により神と直接関係をむすぶことで、人間はそこから解放されるのである。同時に内村は、内的・靈的な革新こそが現実的な改革をもたらすことを、日本の状況を念頭におき強調している。宗教改革が近代のはじまりであるとすれば、それは自ら考え行動する自由な個人のあり方を示した点にある。いくら近代的な制度を整えようとも、自由な精神がなければ、ほんとうに社会が変わることはない和内村は考えるのである。国家という枠組みから考えれば、国家が発展するかそうでないかは、自由な個人としての国民の精神性、宗教性に左右されるということでもある。これらの点で、一五一七年の宗教改革は重要なできごとであった。

一方内村は、ルターや続く宗教改革者たちが自分たちの要求したような自由、とくに聖書を解釈する自由を他者に認めず、カトリック教会とおなじように聖書を用いて自分たちを正当化し、政治権力と結びついた形で他者を具体的に抑圧したこと、それが最終的には宗教戦争へと至ったことを厳しく批判している。これらの点で、宗教改革には乗り越えられねばならない面が残されている。それは、日本のキリスト者にとつての課題なのである。

柴田真希都は、『近代知識人としての内村鑑三』において、内村の伝記作家としての側面に注目し、「内村が各種の偉人論という点でも需要のある作家であったことは、すでに指摘されていることである」⁶⁹「独特の魅力ある聖書研究に加えて、歴史上の人物を興味深く語ることのできる作家という点でも、内村の公的役割は認められていたようだ」⁷⁰と記している。柴田によれば、内村の人物論は「取り上げる対象に最大級の評価が与えられる人物論」⁷¹であり、ただし

「内村がその都度取り上げる人物に最大限の評価を呈している時は、その文脈と評価点に注意して読む必要がある」⁽⁷²⁾。たとえば、「コロンブスならコロンブスに、クロムウェルならクロムウェルに、それぞれ最大の評価が与えられる文脈が設定されている上での叙述なのである。逆にそれ以外のところではコロンブスもクロムウェルもしつかり相対化されており、時に厳しく批判されることになる」⁽⁷³⁾。この指摘は、本論で確認する内村によるルターについての評価についても、あてはまるものである。柴田は、「内村が基本的には、読者の人格の陶冶に資するために人物論を書こうとした」⁽⁷⁴⁾ことが、このような書き方になる理由であると述べている。自由な個人のあり方が生かされるような近代化を理想とする内村にとって、ルターの宗教改革はその端緒として重要なものであると同時に、そこには批判されるべき面もあった。日本社会の一般市民に何を訴えるか、内村の無教会主義キリスト教に共感する日本のキリスト者に何を訴えるか、それぞれの視点からのルター評価・ルター批判があることになるのである。

また併せて、ここでの内村によるルター評価、ルター批判の両方が、無教会主義キリスト教の弁証になっていることにも注意が必要であろう。内村は宗教改革から生まれたプロテスタント教会の基本的な立場、すなわち「信仰のみ」「聖書のみ」「全信徒司祭」に関しては賛同しつつ、教派主義、自教派中心主義については批判している⁽⁷⁵⁾。教会があるから相互に敵意を抱くのであり、無教会であればそのようなことにはならない、というのが、内村による無教会主義であることの弁明⁽⁷⁶⁾なのである。個人としてのルターの信仰を評価し、信仰の自由を重んずる内村は、無教会とはそのような自由な個人としての信仰者のあつまりであると主張したかったのではないだろうか。

内村も、内村が批判する教派教会も、同じ聖書を用いている。聖書崇拜、あるいは聖書を恣意的に用いた自己正当化になつていないか、ということに関して、内村による批判は、そのまま内村自身に対してもあてはまり得ることに

なる。事実内村は、救済理解の違いを理由に、弟子のひとりである藤井武を「出入り禁止」にしていたことがあった。⁽⁷⁾藤井、内村双方が祈りのなかで相互理解につとめたこともありこの関係は元通りのものになったようであるが、この事実は無教会主義の内側にあつても、相互の自由な信仰理解を承認し合うことに難しさがあることを示しているといえるだろう。内村が求めた第二の宗教改革は、無教会主義に対しても求められるものなのである。無教会主義をさらに改革するとすれば、それは無・無教会のような、個人であることを重視することになるか、あるいは教会のようなあり方との間で弁証法的に止揚されるものになるのであろうか。一考の価値があるように思われる。

註

- (1) 大内三郎は、一九〇九年の「開教五十年記念祝典」から、一九一一年の日本基督教会同盟結成、一九一四年から一八年までの全国協同伝道、あるいは一九一二年の三教会同などを教派協力、および総体としての日本プロテスタント教会と國家の関連といった点から扱っている(海老沢・大内『日本キリスト教史』日本キリスト教団出版局、一九七〇、四五三―四八一頁)。このなかで、特に一九一七年宗教改革四〇〇年についての記述は見られない。
- (2) 土肥昭夫は『日本プロテスタント・キリスト教史』のなかで第七章(土肥『日本プロテスタント・キリスト教史』新教出版社、一九八〇、二二八―二六一頁)をあてて大正期キリスト教界について扱っているが、その内容は諸教派の動向、キリスト教界の協力組織とその伝道活動、教会と社会、キリスト教系諸学校の動向、となっており、やはり一九一七年の宗教改革四〇〇年については特に記されていない。
- (3) 佐波亘『植村正久と其の時代』第二卷(教文館、一九七六復刻再版)五八〇―五九三頁。
- (4) 鈴木範久『内村鑑三日録九』(教文館、一九九六、三五五頁)。
- (5) 前掲書。
- (6) 前掲書、三五五―三五六頁。
- (7) 前掲書、三五八頁。
- (8) 高橋・日永『ルターと内村鑑三』(教文館、一九八七)。
- (9) 野々瀬浩司『マルティン・ルターと内村鑑三』『内村鑑三』

研究』第四九号(教文館、二〇一六)。

ルター研究者である野々瀬によれば、内村のルター観は「研究者が分析するような客観的な理解とは異なり、乱暴な論拠に基づいた、やや独断的で荒削りな印象を与える」が、「大筋においてはその本質を捉えている」(三九頁)。また、「内村の中でルターに対する批判と称賛とが微妙な形で共存し、一見表面的には矛盾した論理が展開されている。しかも、信仰義認、聖書中心主義、文明の進歩などに見られるように、ほぼ同一の論点から肯定と批判が行われていることは非常に興味深い」(四一)。「内村から見れば、プロテスタントの創設者としてのルターの思想と行動は、その独創性と勇敢さにおいて人類の残した最も輝かしい金字塔の一つであり、倣うべき模範であったが、しかしそれは多くの点で不徹底であるがゆえに、問題を抱えた不十分なものであった」(同)。内村がこのようにルターを受けとめた理由として、野々瀬が次のように推測していることは非常に示唆的である。

「内村にとってルターは、恐らく歴史的な人物の中で最も自分に類似した性格を持っていた貴重な存在の一人であったため、その心の奥底の中で、ルターへの批判は自己批判と結びつき、ルターへの称賛は自己肯定に繋がっている。ここで表れたルター観は、ある意味では内村自身が投影された影の姿なのかもしれない」(同)。

- (10) ウォルムス国会四〇〇年記念の年である。
- (11) 『内村鑑三全集 二三』(岩波書店、一九八二、以下、『全集』と表記) 四七四頁。
- (12) 『全集二三』三五九―三六五頁に収録。
- (13) 『全集二三』三六七―三七〇頁に収録。
- (14) 『全集二三』三七一頁に収録。
- (15) 『全集二三』三七二―三七三頁に収録。
- (16) 『全集二三』三七三―三七四頁に収録。
- (17) 『全集二三』三七五―三七八頁に収録。
- (18) 内村「ルーテルの為に弁ず」『全集二三』三五九頁。
- (19) 前掲書。
- (20) 前掲書、三六〇頁。
- (21) 前掲書、三六一頁。
- (22) 前掲書、三六二頁。
- (23) 前掲書。
- (24) 前掲書、三六三頁。
- (25) 内村「宗教改革の精神」『全集二三』三八一頁。
- (26) 前掲書、三八二頁。
- (27) 前掲書。
- (28) 前掲書、三八四頁。
- (29) 前掲書、三八五頁。
- (30) 前掲書、三八六頁。
- (31) 前掲書、三八七頁。

- (32) 内村「ルーテルの遺せし害毒」『全集三』四一七頁。
 (33) 前掲書。
 (34) 前掲書。
 (35) 前掲書。
 (36) 前掲書、四一七―四一八頁。
 (37) 前掲書、四一八頁。
 (38) 前掲書。
 (39) 前掲書。
 (40) 前掲書。
 (41) 前掲書。
 (42) 前掲書。
 (43) 前掲書、四一八―四一九頁。
 (44) 内村「宗教座談 聖書の事」『全集八』（岩波書店、一九八〇）、一三七頁。
 (45) 内村「聖書は如何なる意味に於て神の言辭なる耶」『全集一〇』（岩波書店、一九八二）、一四〇頁。
 (46) 前掲「ルーテルの遺しし害毒」四一九頁。
 (47) 前掲書。
 (48) 前掲書。
 (49) 前掲書。
 (50) 前掲書。
 (51) 前掲書。
 (52) 前掲書。

- (53) 前掲書、四一九―四二〇頁。
 (54) 前掲書、四二〇頁。
 (55) 前掲書。
 (56) 前掲書。
 (57) 前掲書、四二二頁。なおこのことに関して内村が、セルヴェトスの処刑を挙げつつ「ルーテルには之れほどの過失はなかった」としたうえで、「然れども之に類する者はあつた」と記していることは興味深い。カルヴァンのほうがルターより厳しい、ともとれる表現になっているからである。
 (58) 前掲書。
 (59) 前掲書、四二二―四二三頁。
 (60) 前掲書、四二三頁。
 (61) 前掲書。
 (62) 前掲書。
 (63) 前掲書、四二二―四二四頁。
 (64) 前掲書、四二四頁。
 (65) 前掲書。
 (66) 前掲書。
 (67) 前掲書。
 (68) 前掲書、四二五頁。
 (69) 柴田真希都「近代知識人としての内村鑑三」(みすず書房、二〇一六)、一〇〇頁。
 (70) 前掲書。

(71) 前掲書、一〇二頁。

(72) 前掲書。

(73) 前掲書。

(74) 前掲書。

(75) 熊野義孝は、「内村の教会批判は無教会主義者でなくても可能であるのみならず、むしろその方が効果的であろう」

〔熊野義孝全集 第二卷 日本のキリスト教〕新教出版社、一九八二、二九四―二九五頁〕と述べている。的確な指摘であるが、そうであれば「ルーテルの遺した害毒」で内村が述べたような、第二の宗教改革のような動きがどの程度教派教会のなかで起こったか、起こり得たか、ということについても検討が必要であるだろう。熊野は内村の「歴史的意識の欠如」を批判しているように思われるが、そうであるからこそ内村は教派性にとらわれず自由な発想ができるということもいえるのではないだろうか。

(76) 古くは「余は如何にして基督信徒となりし乎」において、内村は「一つの事が我々には残念であった、すなわち我々がこの小さな場所に二つの教会をもつようになる明白な傾向があった、一つは聖公会、他はメソヂスト教会であった。……我々は我々の基督信徒の経験においてはじめて教派主義の弊害を感じた。」〔内村、余は如何にして基督信徒となりし乎〕鈴木俊郎訳、岩波書店、一九三八、五六―五七頁〕と記している。エクレシアとしての無教会主義に関しては、

拙著『無教会としての教会』（教文館、二〇一三）第三章を参照いただきたい。

(77) この一連のできごとについては、藤井の「噫内村鑑三先生」〔藤井武全集第十卷〕岩波書店、一九七二、一二八―一四〇頁〕、また藤井「代贖を信ずるまで」〔同、三一三―三一七頁〕に詳しく記されている。